3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年４月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年７月 23 日
関東地方整備局長　菊川　　滋
1　処分をした年月日　平成22年４月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社関東扇港電機　芝田　秀吉　千葉県千葉市花見川区作新台４―13―12　国土交通大臣許可（般―16）第18528号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年４月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年７月 23 日
関東地方整備局長　菊川　　滋
1　処分をした年月日　平成22年４月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社グロウリッチ　糸数　康弘　千葉県浦安市猫実２―20―39　国土交通大臣許可（般―20）第22741号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年４月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第８３９号
仙台市宮城野区新田１丁目７番41―302号
債務者　鈴木　一成
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神坪　浩喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
愛媛県松山市北梅本町597番地
債務者　青木　亮二
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
長崎県壱岐市郷ノ浦町大島239番地２
債務者　島邑　　忍
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶永　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第１０１号
兵庫県姫路市西庄190番地
債務者　エレクトラこと　丸山　雅唯
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　恒徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０３号
宮城県白石市福岡深谷字高野35番地１
債務者　宍戸　義幸
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米谷　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５５０号
大阪府和泉市幸１丁目８番１―815号、営業所所在地大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１―４―13
債務者　ボグこと松本忠男こと　李　　忠男
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
兵庫県神崎郡神河町根宇野987番地
債務者　岸田のぶゑ
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３５号
秋田県にかほ市象潟町横岡字大森47番地
債務者　齋藤　弘子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２４３号
福岡県久留米市高良内町4421番地８
債務者　大渕　元嗣
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８７５号
埼玉県川口市飯塚４丁目14番21号　進正飯塚コーポ103号、旧住所埼玉県川口市原町10番２―210号　プランヴェール川口
債務者　張替　勝美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柘植　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7674番地３
債務者　永瀬　明夫
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人衞藤法律特許事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９５４号
京都市右京区山ノ内宮脇町15番地の１　シャトードポアッソン701
債務者　山本　安代
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４４号
京都市伏見区久我御旅町４番地53
債務者　山下　亜紀
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤進一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係